



帯人事第137号  
令和3年8月25日

帯広市監査委員 川端 洋之 様  
同 秋田 勝利 様  
同 大竹口 武光 様

帯広市長 米沢 則寿  
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和3年3月25日付帯監査第94号及び同第95号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。



下期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査結果に記載のとおり、使用料の徴収や委託契約の事務処理において改善を要する事例が見受けられました。</p> <p>特に委託料の設計に係る事務処理につきましては、過去の定期監査においても指摘していることから、繰り返し同様の事例が発生することのないよう強く求めるものです。</p> <p>また、令和2年度の重点項目として「検収から支払までに要した期間について」を監査し、総合的に年間を総括するとおおむね適正に行われていることを確認しましたが、一部に改善を要する事例が見受けられましたので、引き続き適正な執行に努められますよう望みます。</p> <p>今後におかれましては、指摘した事項の改善に取り組まれますとともに、より一層適正な事務執行に努められ、市民から信頼される行政運営を期待いたします。</p>	<p>今回の定期監査においては、収入及び支出事務について、全体としてはおおむね適正に処理されていると評価されたところですが、個別の事務については、使用料の収納事務などについて改善を要する事例が指摘されたほか、委託業務の設計に係る事務に関しては、過去の定期監査において指摘されているにもかかわらず、同様の事例が発生している旨の指摘があったところです。</p> <p>また、重点項目とされた「検収から支払までに要した期間について」に関しても、全体としてはおおむね適正に処理されているとの評価をいただきましたが、扶助費の執行において、履行確認から支払までの期間が長期に亘っているなどの指摘があったところです。</p> <p>収入・支出事務の適正化に向け、繰り返し指摘を受けている事例を中心に是正措置を講じていくほか、検収から支払いまでに要した期間に関して、今後においては、履行確認後は速やかに支出処理を行うことを前提としつつも、契約先から請求行為がないなどのやむを得ない事情等により支払いが遅れる場合には、その経過を書面で明らかにするなど、適時適切な対応に努めてまいります。</p>